3　経営審議委員会は、第１項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、経営審議委員会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。
4　理事長は、第１項及び前項の規定により経営審議委員会が述べた意見を尊重するものとする。
（経営審議委員会の運営）
第27条　経営審議委員会は、会議規則を定めなければならない。
（本人確認情報保護委員会の設置等）
第28条　機構に、本人確認情報保護委員会を置く。
2　本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第30条の７第１項の規定による通知に係る同法第30条の６第１項に規定する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。
3　本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。
4　委員は、代表者会議の委員、経営審議委員会の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
5　委員の定数は、６人以上８人以内とする。
6　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（本人確認情報保護委員会の運営）
第29条　本人確認情報保護委員会は、会議規則を定めなければならない。
（認証業務情報保護委員会の設置等）
第30条　機構に、認証業務情報保護委員会を置く。
2　認証業務情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第44条第１項に規定する認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。
3　認証業務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。
4　委員は、代表者会議の委員、経営審議委員会の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
5　委員の定数は、６人以上８人以内とする。
6　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（認証業務情報保護委員会の運営）
第31条　認証業務情報保護委員会は、会議規則を定めなければならない。

第７章　財務及び会計

（事業年度）
第32条　機構の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（予算等）
第33条　機構は、毎事業年度、予算及び事業計画（以下この条において「予算等」という。）を作成するものとする。
2　機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出るものとする。
3　機構は、前項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表するものとする。
（企業会計原則）
第34条　機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。
（財務諸表等）
第35条　機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に総務大臣に提出するものとする。
2　機構は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付するものとする。
3　機構は、第１項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表を官報に公告し、かつ、当該財務諸表、前項に規定する事業報告書、決算報告書及び監事の意見書並びに業務並びに資産及び債務の状況に関する事項として総務省令で定めるものを記載した説明書類を、事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公衆の縦覧に供するものとする。
4　前項に規定する説明書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。
5　第３項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として総務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。
6　機構は、前３項に規定するもののほか、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し参考となるべき事項の開示に努めるものとする。
（会計規程）
第36条　機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。
（費用の負担）
第37条　機構の運営に要する費用は、次の各号に掲げる収入をもって充てるものとする。
⑴　地方公共団体の負担金
⑵　住民基本台帳法第30条の23及び第30条の34に規定する手数料
⑶　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第60条及び第67条第１項に規定する手数料
⑷　その他の収入
2　前項第１号に規定する負担金の額は、毎年、代表者会議が定めるものとする。

第８章　雑則

（定款の変更）
第38条　機構は、この定款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けるものとする。
（公告及び公表の方法）
第39条　機構の公告は、官報に掲載して行う。
2　機構の公表（法令の規定に基づいて行うものに限る。）は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、説明すべき事項を記載した書類を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供して行うものとする。
3　前項に規定する説明すべき事項を記載した書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
4　第35条第５項の規定は、第２項に規定する説明すべき事項を記載した書類が前項の規定により電磁的記録をもって作成されている場合において準用する。

附　則

（施行期日）
第１条　この定款は、機構成立の日から施行する。
（設立費用）
第２条　機構の負担すべき設立費用は、300万円以内とする。
（財団法人地方自治情報センターからの承継等）
第３条　平成26年４月１日に解散する昭和45年５月１日に設立された財団法人地方自治情報センター（以下「地方自治情報センター」という。）の一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継する。
2　前項の規定により機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センターの解散の日の前日において地方自治情報センターに対して地方公共団体により拠出をされている金額に相当する金額は、機構の設立に際し、地方公共団体から機構に対し出資されたものとする。
（財団法人自治体衛星通信機構からの承継等）
第４条　機構が成立した時において、平成２年２月19日に設立された財団法人自治体衛星通信機構（以下「自治体衛星通信機構」という。）が有する権利及び義務であって、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により自治体衛星通信機構が同法第34条第１項に規定する指定認証機関として処理することとされている事務（当該事務に附帯する事務を含む。）に係るものは、機構が成立した時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、機構が承継する。
（機構の業務の範囲等に係る経過措置）
第５条　この定款の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行の日の前日までの間におけるこの定款の規定の適用については、第22条第１号中「処理することとされている事務」とあるのは「同法第30条の10第１項に規定する指定情報処理機関が処理することとされている事務」と、第28条第２項中「第30条の７第１項」とあるのは「第30条の11第１